

いじめの防止等のための学校基本方針

知徳高等学校

本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」の第13条に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「静岡県いじめ防止等のための基本方針」並びに「静岡県いじめ対応マニュアル」を参酌し、いじめ防止の基本的な方向や取り組み内容を定めたものである。

なお、本基本方針については本校のホームページにて公表するとともに、その内容を必ず入学時、各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明し、この取り組みについて定期的に点検し、適宜見直しを図る。

第1章 いじめ防止等の基本的な事項

いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが重要で、学校、家庭その他の関係者等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う必要があるといわれる。そのために、本校に在籍する生徒の保護者及びその他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処することとする。

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要になる。

2 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものである。「暴力を伴わないいじめ」であっても何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命または心身に重大な危険を生じさせる場合がある。

また、学級や部活動等の所属する集団において、問題を隠すような雰囲気、はやしたてたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」の存在に気をつける必要がある。

3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの生徒にも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められる。学校ではいじめが起きにくい、互いの個性や違いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要がある。

いじめは、重篤になればなるほど、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要になる。

(1) いじめの未然防止

生徒一人一人の自尊感情を高め、規範意識や人権感覚を育て、健やかでたくましい心を育てることが、いじめのない社会づくりにつながる。

そのために、学校においては生徒と教職員の信頼関係を大事にし、生徒同士が考え方の違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努める必要がある。学級活動の時間を活用し、生徒自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていくことも求められる。

(2) いじめの早期発見

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要である。早期発見には、学校・家庭・地域が連携・協力して生徒を見守り続けていくことが求められる。

そのために、家庭・地域との連携を図り、生徒のわずかな変化を見逃さず積極的にいじめの発見に努めるとともにいじめを訴えやすい機会や場を設ける。

(3) いじめへの対処

いじめが発見された場合には、特定の教職員で抱え込まず、家庭との連携を図り、速やかに組織的に対応する。その対応においては、いじめられた生徒への支援をするとともに、いじめた生徒や周りの生徒への指導など状況を十分把握した上で、具体的な取り組みを確認して対応する。状況によっては警察や児童相談所、医療機関など関係機関等と連携する。

第2章 いじめ対策委員会の設置

いじめの防止等に関して実効的に行うため、常設のいじめ対策委員会（従来からの組織を引き継ぐため以下「定例会」という）を設置する。原則、月1回定例会を開催する。

(1) 構成

定例会は、校長、副校長、教頭、生徒指導部長、生徒指導部員、保健指導部員、教育相談室員、養護教諭、スクールカウンセラーで構成されるが、必要に応じて、学級担任や部活動顧問等の関係の深い教職員が参加する。

(2) 役割

- ア いじめを未然に防止する取り組み方針の立案及び年間計画の作成等に関すること
- イ いじめの相談、通報の窓口に関すること
- ウ いじめやいじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に関すること
- エ 知りえた情報から当該学科長、学年主任、HR担任、部活動顧問等と連携し早期解決を図ること
- オ いじめを受けた生徒、保護者に対する支援に関すること
- カ いじめを行った生徒、保護者に対する指導、助言に関すること
- キ その他いじめ防止等に関すること

第3章 いじめの防止

(1) わかる授業の推進

本校ではわかる授業の推進に取り組んでいる。基礎学力を高めるための取り組みとして、「公開授業」「互見授業」「校内一斉授業研究」「オープンスクール」「アクティブ・ラーニングを取り入れた授業研究」は、教職員の授業力の向上を図るための取り組みである。取り組みの結果、普通科に「寺子屋作戦」が生まれたことで、全校への取り組みに移行した。わかる授業の推進のための具体的な取り組みは、生徒に積極的にかかわることで、教職員と生徒の絆が強くなるとともに生徒同士においても望ましい人間関係づくりとなり、いじめ防止にも繋がった。今後も定期的に評価をし、改善を図る。

(2) いじめの防止等への啓発活動

生徒、保護者及び教職員に対して、インターネットを通じて行われるいじめを含めた、いじめ防止等への理解を深めるために啓発活動を行う。

(3) 道徳教育及び体験活動等の充実

生徒に対して、いじめの防止等のために、生徒の道徳教育及び生徒会活動などを通し、生徒が自主的にいじめについて考え、議論することでいじめの防止、充実に図る。

(4) 教職員の資質向上に係る措置

教職員に対して、いじめ防止等のために、教職員がいじめを個人で抱え込まず、組織として一貫した対応ができるよう、校内研修等により資質の向上を図る。

(5) 保護者との連携

父母の会との連携から個々の保護者のいじめに対する理解を促し、いじめに関する情報を得た場合に学校に相談していただくことを周知する。

(6) 配慮を要する子どもへの支援

学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に生徒の特性を踏まえた適切な支援を組織的に行う。

第4章 いじめの早期発見

(1) いじめの実態把握

- ・生徒に対する日常的なストレスの状況を確認したり、日頃の生徒の心の状態を把握し、生徒の些細な変化についての情報であっても積極的に収集する。また、スクールカウンセラー、養護教諭との情報交換を月1回実施する。
- ・各担任における面談期間を設ける。(年1回)
- ・全校生徒を対象とするアンケート調査を実施する。

(2) 相談体制の整備

- ・生徒、保護者、教職員に対する相談体制を整備する。
- ・生徒の些細な変化にも対応できる相談体制を確立する。

第5章 いじめへの対処

(1) 事実の有無の確認

生徒のどのような些細な変化であっても、いじめの疑いがある場合には事実確認を行う。事実確認では、関係者から公平に、丁寧に聞き取る。また、聞き取りの事実確認のために関係クラスや該当学科・学年全員のアンケート調査を実施することも考えられる。その際、いじめを受けた生徒や報告のあった生徒を守ることに配慮する。

(2) いじめがあったことが確認された事案への対応

(ア) いじめを受けた生徒・保護者への対応

- ・いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援を行う。
- ・いじめられた生徒の安全を最優先し、いじめを受けた生徒又はいじめを行った生徒に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするための環境を確保する。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得て、心のケアを行い、登下校や休み時間等の安全確保については教職員が分担して行う。
- ・保護者には、問題解決にいたるまで進捗状況を逐一連絡する。

(イ) いじめを行った生徒等への対応

- ・いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を行う。
- ・いじめた生徒の保護者から納得と協力を得る。
- ・いじめた生徒に対しては、いじめはいかなる事情があっても許されるものではないことを伝え、相手の心の痛みを理解できるよう指導する。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得て、当該生徒や保護者の心理的安定を図る。
- ・いじめた生徒の個人情報の取り扱いについては十分注意する。
- ・継続的な指導を行う中で、教育的配慮に十分注意して懲戒を加えることがある。

(ウ) 保護者間での情報の共有等

いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることがないようにすぐに事実を伝え、いじめの事案に係る情報を共有する。さらに指導方針と具体的な手だてを提示して再発防止の協力を要請する。

また、解決後も定期的に学校の様子を報告する。

(エ) いじめが起きた集団への対応

はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させる。勇気ある行動ができなかった自分を見つめなおし、個人や集団で再発を防ぐための手立てを指導する。必要に応じて学級、学年、さらに学校全体へと再発防止に向けた指導を行う。

(3) 関係機関等との連携

いじめが犯罪行為と取り扱われるべきであるものと認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとする。

- ・いじめに対する指導・援助には、専門性・時間・機能などの面で学校の範囲を超える場合があることを共通認識・共通理解しておく必要がある。
- ・学校と関係機関等がそれぞれの役割を果たしつつ相互に補完し合い、一体となった取り組みをする。各関係機関の役割や機能を理解し、日頃から積極的に情報交換を行う。医療、福祉、警察等の諸機関がそれぞれの専門性を生かしつつ、状況に応じて協力する体制を確立する。

(4) ネットいじめへの対応

掲示板への誹謗・中傷は、人権の侵害行為であることを毅然とした態度で指導し、犯罪行為であり警察に検挙、補導されることを理解させる。利用マナーについて指導する必要がある。

- ・被害にあった生徒や関係している生徒からも詳細を聞き取るとともに、書き込みの実際を確認する。
- ・被害の拡大を防ぐために書き込み削除を迅速に行う。(プロバイダ、サーバーの管理・運営者に削除要請を行う。)
- ・情報モラル教育を進める。SNSや携帯電話を使ったメールのいじめ防止等を啓蒙する。
- ・保護者に対して、フィルタリングの利用や有害情報への対応等、携帯電話等の利用方法について適切な対応を求める。

第6章 重大事態への対処

(1) 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言う。

- (ア) いじめにより生徒の生命心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金銭を奪い取られた場合 等
- (イ) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当な期間、(年間30日を目安とする) 学校を欠席している場合、あるいはいじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席している場合。
- (ウ) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したもとして報告、調査に当たる。
- (エ) 重大事態については「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」にある重大事態対応フロー図を元に対応する。

(2) 私学振興課への報告

重大事態が発生した場合には、速やかに県私学振興課を通じて知事に報告するとともに関係機関へ支援を求める。

(3) 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、私学振興課に報告し、指導・支援を受けるとともに、速やかに定例会を招集し、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。

(4) いじめを受けた生徒及び保護者への情報提供

いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係等の情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者からの申し立てがあったときには、適切かつ真摯に対応する。

(5) 他の生徒及び保護者への対応

全ての生徒や保護者の心情・背景など教育的な配慮のもと、正確な情報を迅速・確実に伝え、二次被害を防止する。

(6) 報道への対応

個人情報や人権等に最大限に配慮しながら、事件・事故についての事実を公開していく。また、公開できる情報はきちんと伝えるが、プライバシー保護等の理由から伝えられない場合、その旨を説明し理解を求める。